

## 自転車乗用環境実態調査

平成27年12月

調査日時 ①平成27年12月9日(水) 14:00~16:30  
②平成27年12月16日(水) 14:00~16:30

調査場所 ①西日暮里駅東口から半径1km(都道58号・明治通り及び道灌山通り  
他周辺道路)

②西日暮里駅西口から半径1km(不忍通り・道灌山通り及び都道458号  
他周辺道路)

調査内容  
・駐輪状況(放置含む)  
・自転車レーンの確認  
・危険箇所の選定(交差点等)  
・歩道上の障害物確認等(点字ブロック封鎖等)  
・自転車の通行障害(歩行者の迷惑)確認等  
・その他

## ① 西日暮里駅東口周辺

今回、調査した西日暮里駅東口周辺は、荒川区及び北区に存在している。

荒川区内は、放置自転車禁止指定区域と指定区域外が存在していた。

北区は、指定区域外であった。

荒川区の禁止指定区域内では、徹底した各種の禁止表示(7 パターン)及び文書を施していたが、区域内には、30 台の放置自転車が存在していた。

一方、即時撤去の警告表示地域(歩道上)では、効果絶大で放置車は、数台であった。

さらに、放置自転車禁止区域に指定されていない地区は、110 台の放置自転車が存在していた。

なお、放置自転車禁止指定区域表示板の反対側には、土地柄か日本語を含め、4 カ国語(英語・中国語・韓国語)の表示により放置禁止を訴えていた。

また、北区の放置自転車禁止区域に指定されていない地区には、25 台の放置自転車があった。

なお、駅西口周辺には、3 カ所の自転車置場(西日暮里・西日暮里第2~3/荒川区営)が設置されていた。

利用する場合は、区の承認が必要であり、未承認の場合は、撤去されることとなる。いる。

なお、未承認で駐輪した場合は、荒川区の自転車条例の第 16 条に基づき、撤去される。(撤去料 5000 円)

利用者は、登録制(1 年間有効:毎年 4/1 より翌年 3/31 までの期間)により、区民は、3300 円、区外居住者は、6600 円の登録料が必要となる。

収容台数は、西日暮里は、792 台・第2は、250 台・第3は、1290 台であり、全て満車であった。(総収容台数 2332 台)

なお、第3の一部には、一時利用(100 台程度)が併設されている。

料金は、8 時間以内で、100 円が課金される。

8 時間を超過すると、さらに 100 円が課金され 200 円となる。

なお、2 時間以内なら無料であるため、利用者にとって利便性が高い。

また、区域内では、定期的に自転車の撤去(区の条例により)を行っている。

(保管場所:三河島自転車保管所にて保管期間は、2 ヶ月間/撤去料 5000 円)

2 ヶ月保管後は、さらに別の場所にて 1 ヶ月間の一時保管後に処分されることとなる。いる。

また、直接、自転車に放置禁止の文書を添付する場合もある。

また、京成新三河島駅周囲には、放置自転車に対し、将来的に撤去処分する旨の立て看板が設置されていた。

なお、都道 58 号線の一部区間(鉄道高架下)の歩道上に歩行者・自転車通行帯が設置されていた。

道路が下り方式を採用しているため、自転車がスピードを増してしまう。

そのため、自転車は、降りて進むよう表示がされていた。

抑止効果として逆U字杭が設置されていたが、自転車利用者は、減速せず走行していた。

歩行者も共有しており、自転車同士の衝突の危険性も考慮されるため、自転車利用者は、表示に従ってもらいたいものである。

また、明治通りの一部には、自転車事故発生場所での警告や自転車が転倒する危険性から子供の怪我が発生しているため、注意する旨の表示がされていた。

## ② 西日暮里駅西口周辺

今回、調査した西日暮里駅西口周辺は、荒川区及び文京区に存在している。

荒川区は、放置自転車禁止指定区域であり、文京区は、指定区域外であった。

荒川区域内には、駐輪禁止の各表示が施されていた。

荒川区禁止区域内には、25 台の放置自転車が存在していた。

なお、文京区の放置自転車禁止区域に指定されていない地区には、140 台の放置自転車があった。

なお、駅西口周辺には、1 カ所の道灌山通り第一自転車置場(荒川区営)が設置されていた。

利用できるのは、障がいのある方及び 65 才以上の方に限定される。

一般の方は、利用できず、東口の自転車置場を利用することとなる。

利用する場合は、区の承認が必要であり、未承認の場合は、撤去されることとなっている。

利用者は、登録制(1 年間有効:毎年 4/1 より翌年 3/31 までの期間)により、区民は、3300 円、区外居住者は、6600 円の登録料が必要となる。

収容台数は、30 台であり、一部空車の状況であった。

また、荒川区域内では、定期的に自転車の撤去(区の条例により)を行っている。

(保管場所:三河島自転車保管所にて保管期間は、2 ヶ月間/撤去料 5000 円)

2 ヶ月保管後は、さらに別の場所にて 1 ヶ月間の一時保管後に処分されることとなっている。

また、直接、自転車に放置禁止の文書を添付する場合もある。

## [総合]

駅の東西によって放置車や自転車置場が存在しているのは、共通であった。

現在、放置自転車禁止区域内には、大量の放置車(特に西日暮里駅東口周辺)がある状況の中、荒川区役所(担当/交通対策課)では、各種の禁止表示(一部文書)により放置車を減少させるべく努力をしているが、増大する放置車に対処することが困難となっている。

また、東口に対し、西口には、一般の方用の自転車置場が一ヵ所もないが、設置場所がないため、現在のところ建設予定は、ないとのことである。

### ① 西日暮里駅東口周辺

表示①/放置自転車禁止区域	表示①/放置自転車禁止区域(拡大)
 <p>放置自転車等のない 安全で快適な街を！</p> <p>(標識)</p> <p>自転車等 放置禁止区域</p> <p>西日暮里駅周辺の放置自転車・バイクは 12月8日に撤去しました。</p> <p>荒川区</p>	 <p>(標識)</p> <p>自転車等 放置禁止区域</p> <p>西日暮里駅周辺の放置自転車・バイクは 12月8日に撤去しました。</p> <p>荒川区</p>
表示②/放置自転車禁止区域表示板周囲の 放置自転車	表示②/放置自転車禁止区域表示板の裏側 (英語・中国語・韓国語の3カ国語が併記)



表示③/放置自転車禁止警告板



同左拡大



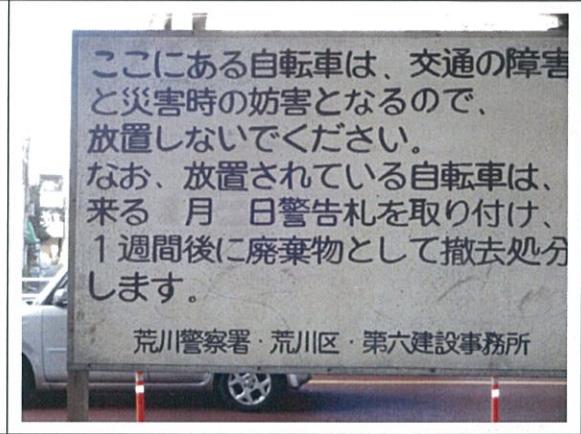
表示④/駐輪禁止表示板

同左拡大



表示④/駐輪禁止表示板周囲の放置自転車

表示④/駐輪禁止表示板連続配置

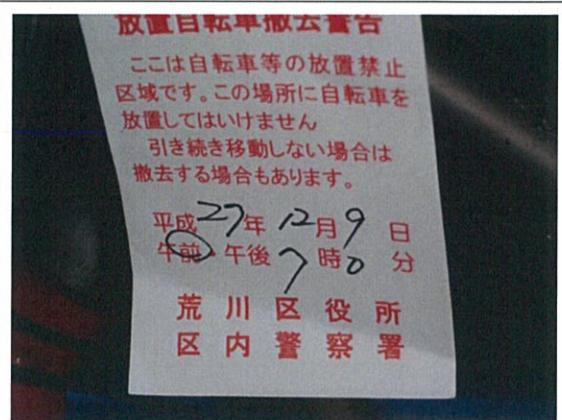
	
<p>表示⑤/駐輪禁止表示板(新三河島駅)</p> 	<p>同左拡大</p> 
<p>表示⑤/駐輪禁止表示板と撤去処分警告板 (新三河島駅)</p>	<p>撤去処分警告板(拡大)</p>
	
<p>表示⑥/駐輪禁止表示板連続配置</p>	<p>同左拡大</p>

表示⑦/即時撤去の警告表示(歩道上)	同左拡大
表示⑧/駐輪禁止表示板及び自転車事故発生警告板等	同左拡大
表示⑧/転倒警告板(呼び掛け)	



表示⑨/駐輪禁止コーン

同拡大



表示⑩/放置自転車警告(撤去)文書

同拡大



表示⑪/下車促進警告板

同拡大

	
<p>表示⑫/歩行者・自転車通行帯(舍人方面下り)</p> 	<p>同拡大</p> 
<p>表示⑬/歩行者・自転車通行帯(舍人方面上り)</p> 	<p>同拡大</p> 
<p>表示⑭/歩行者・自転車通行帯(西日暮里駅方面下り)</p>	<p>減速抑止効果の逆U字抗(同拡大)</p>

	
表示⑮/自転車マナー啓発板	同拡大
	
表示⑯/自転車通行可の歩道	同拡大

放置自転車

	
駅前通り(A)	駅前通り(B)

	
都道 58 号線(C)	都道 58 号線(D)
	
都道 58 号線(E)	明治通り(F)
	
明治通り(G)	明治通り(H)



明治通り(I)



明治通り(J)



明治通り(K)



明治通り(L)



明治通り(M)

明治通り(N)

	
明治通り(O)	明治通り(P)
	
明治通り(Q)	明治通り(R)
	
明治通り(S)	明治通り(T)



都道 58 号線(U)

都道 58 号線(V)



道灌山通り(W)

道灌山通り(X)



道灌山通り(Y)

道灌山通り(Z)



道灌山通り(1A)



道灌山通り(1B)



道灌山通り(1C)



道灌山通り(1D)



道灌山通り(1E)



道灌山通り(1F)



道灌山通り(1G)



道灌山通り(1H)



道灌山通り(1I)



道灌山通り(1J)



道灌山通り(1K)



駅前通り(1L)

## 自転車置場

<p><b>西日暮里自転車置場(有料)</b></p> <p>この自転車置場は、区の承認を受けた方が利用できます。承認を受けずに駐輪した場合は撤去します。</p> <p><b>注意事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者は、区の交付した利用登録証(ステッカー)を、自転車の分かりやすい部分(前泥よけ等)に必ず貼付してください。</li> <li>2 自転車は必ず縦にきちんと整理して置いてください。</li> <li>3 盗難を防止するため、自転車には必ず施錠してください。</li> <li>4 自転車置場内では、係員の指示に従ってください。</li> <li>5 長期間にわたって自転車を置いたままにしないでください。</li> </ol> <p>※自転車置場において生じた自転車の盗難・破損・その他の事故による損害について、区は一切その責任を負いません。</p> <p>自転車置場内の未登録自転車は、</p>	
<p><b>西日暮里自転車置場</b></p> <p><b>西日暮里第二自転車置場(有料)</b></p> <p>この自転車置場は、区の承認を受けた方が利用できます。承認を受けずに駐輪した場合は撤去します。</p> <p><b>注意事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者は、区の交付した利用登録証(ステッカー)を、自転車の分かりやすい部分(前泥よけ等)に必ず貼付してください。</li> <li>2 自転車は必ず縦にきちんと整理して置いてください。</li> <li>3 盗難を防止するため、自転車には必ず施錠してください。</li> <li>4 自転車置場内では、係員の指示に従ってください。</li> <li>5 長期間にわたって自転車を置いたままにしないでください。</li> </ol> <p>※自転車置場において生じた自転車の盗難・破損・その他の事故による損害について、区は一切その責任を負いません。</p> <p>自転車置場内の未登録自転車は、</p>	
<p><b>西日暮里第二自転車置場</b></p> <p><b>同上(高架下)</b></p>	<p><b>同左</b></p>

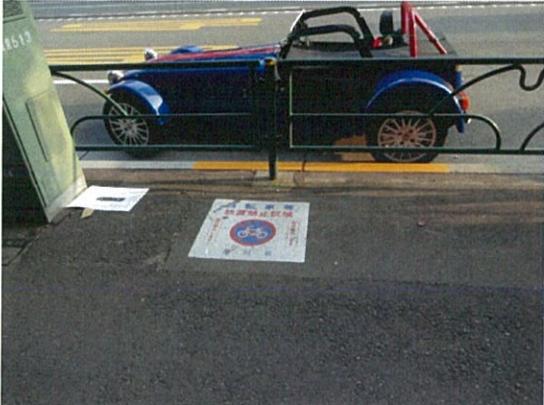


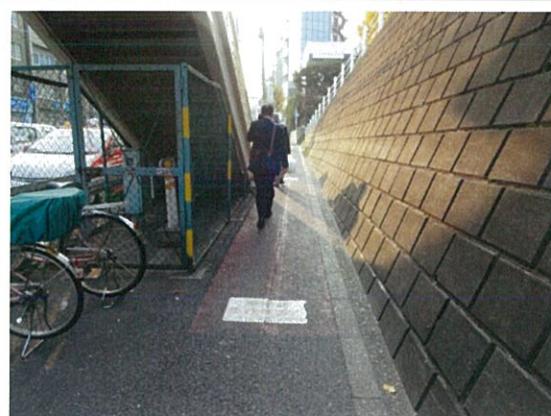
西日暮里第三自転車置場

同左

## ② 西日暮里駅西口周辺

<p><b>放置自転車のない 安全で快適な街を！</b></p> <p>※自転車等放置禁止区域 （標識）</p> <p>自転車等放置禁止区域とけんりく</p> <p>西日暮里駅周辺の放置自転車は条例第12条に基づき取り扱われます。 置いたての自転車は、三河島自転車保管場所でお預かりしていただき、一定期間お預かり下さい。 なお、一定期間をお預けした自転車等は、処分します。</p> <p>※引き取る方にご協力</p> <p>放置された自転車は、自転車の運搬料金と 駐一料、車は5,000円の他の費用が必要です。 運搬料金は、7,500円の他の費用が必要です。 ※チラシ等で係留である場合は、切離して撤去します。</p> <p>西日暮里駅周辺の放置自転車・バイクは 12月8日に撤去しました。</p>	<p><b>安全で快適な街を！</b></p> <p>（標識）</p> <p>自転車等 放置禁止区域</p> <p>西日暮里駅周辺の放置自転車は条例第12条に基づき取り扱われます。 置いたての自転車は、三河島自転車保管場所でお預かりしていただき、一定期間お預かり下さい。 なお、一定期間をお預けした自転車等は、処分します。</p> <p>西日暮里駅周辺の放置自転車・バイクは 12月8日に撤去しました。</p>
<p><b>警告</b></p> <p>送 遣 場 所</p> <p>この辺は自転車・バイクの放置禁止区域です。 自転車・バイクを放置した場合は撤去料として5,000円から7,500円の運搬料金が発生する場合があります。 チラシ等で係留されている場合は、切離してある場合は5,000円から7,500円の運搬料金が発生する場合があります。 この辺は自転車・バイクの放置禁止区域です。</p>	
<p>表示②/撤去警告板</p>	

	
表示③/即時撤去の警告表示(歩道上)	同左拡大
	
表示④/即時撤去の警告表示上の放置自転車	
	
表示⑤/放置自転車警告(撤去)文書	同拡大



表示⑥/歩行者優先道路

同拡大



表示⑦/自転車マナー啓発板

同拡大



表示⑧/自転車マナー啓発板

同拡大



表示⑨/自転車マナー啓発板

同拡大

### 放置自転車



道灌山通り(a)

道灌山通り(b)



道灌山通り(c)



道灌山通り(d)



道灌山通り(e)



道灌山通り(f)



道灌山通り(g)

不忍通り(h)

	
不忍通り(i)	不忍通り(j)
	
不忍通り(k)	不忍通り(l)
	
不忍通り(m)	不忍通り(n)



不忍通り(o)

不忍通り(p)



不忍通り(q)

不忍通り(r)



不忍通り(s)

不忍通り(t)



不忍通り(U)



都道 458 号(V)



都道 458 号(W)



都道 458 号(X)



都道 458 号(Y)



都道 458 号(Z)



都道 458 号(1A)



都道 458 号(1B)



都道 458 号(1C)



都道 458 号(1D)



都道 458 号(1E)



都道 458 号(1F)

	
不忍通り(1G)	不忍通り(1H)
	
不忍通り(1I)	不忍通り(1J)
	
不忍通り(1K)	不忍通り(1L)



道灌山通り(1M)



道灌山通り(1N)



道灌山通り(1O)



道灌山通り(1P)



道灌山通り(1Q)



道灌山通り(1R)



道灌山通り(1S)

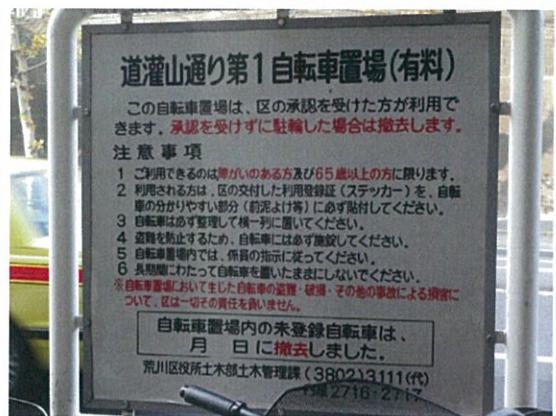


道灌山通り(1T)



道灌山通り(1U)

## 自転車置場

 <p><b>道灌山通り第1自転車置場(有料)</b></p> <p>この自転車置場は、区の承認を受けた方が利用できます。<b>承認を受けずに駐輪した場合は撤去します。</b></p> <p><b>注意事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ご利用できるのは<del>7才</del>のあの方及び65歳以上の方に限ります。</li> <li>利用される方は、区の交付した利用登録証（ステッカー）を、自転車の分かれやすい部分（前泥よけ等）に必ず貼付してください。</li> <li>自転車は必ず整理して横一列に置いてください。</li> <li>直輪を歯止するため、自転車には必ず鍵をかけてください。</li> <li>自転車置場内では、併呂の指示に従ってください。</li> <li>長期間にわたって自転車を置いたままにしてしないでください。 ※自転車置場において生じた自転車の盗難・破損・その他の事故による損害について、区は一切その責任を負いません。</li> </ol> <p><b>自転車置場内の未登録自転車は、月日に撤去しました。</b> 荒川区役所土木部土木管理課 (380213111(代)) TEL 2716-2717</p>	
<b>道灌山通り第一自転車置場</b> 	<b>自転車置場内部①</b>
<b>自転車置場内部②</b>	